

令和3年9月9日

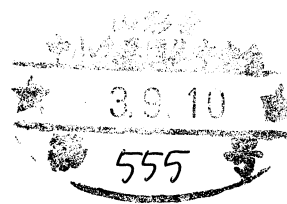
都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る職場における積極的な検査の実施について

この度、標記に関し、厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課より、本会宛てに、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 7 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省
労働基準局安全衛生部労働衛生課
(契 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る職場における積極的な検査の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 5 月 28 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）において、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、(略)職場においても、(略)軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に P C R 検査等を行政検査として実施する」とされたところです。（別添 1 ※令和 3 年 8 月 17 日最終変更）

このため、事業所においては毎日の従業員の健康状態を把握し、体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底いただくことを前提としつつ、6 月 25 日付けで軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施する際の手順について取りまとめた「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）に基づき、具合の悪い従業員が見出された場合又は従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合に検査を実施し、陽性者の判明時には、保健所の取扱いに基づいて事業所が検査対象者を決定・リストを作成し、保健所の了承を得た上で速やかに検査を実施することにより、感染拡大防止策を講じることが求められています。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会より、「自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査や PCR 検査を受けられるよう促すこと。検査陽性者を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと」との提言（令和 3 年 8 月 12 日）がなされるとともに、「職場における積極的な検査の促進について」（令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡。別添 2。）が発出されたことを踏まえ、職場における積極的な検査

の実施の検討について、改めて、傘下団体・企業に対し、周知いただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 8 月 17 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（２）サーベイランス・情報収集

② （略）

また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、令和 3 年 6 月から配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 7 月末に開始し、これを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。

（略）

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 13 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

職場における積極的な検査の促進について

平素より大変お世話になっております。

先般、6 月 25 日付けで「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）」をお示しし、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査の実施と、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に P C R 検査等を行政検査として実施することをお願いしてきたところです。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会より、「自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査や PCR 検査を受けられるよう促すこと。検査陽性者を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと」との提言（令和 3 年 8 月 12 日）があったことを踏まえ、下記のとおり、改めて、職場における積極的な検査の推進について、事業者及び本実施手順に基づき職場での検査に携わる診療所の医師等からのご理解とご協力を得られるよう、関係者への周知をお願いします。

記

1. 職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等の厚生労働省ホームページへの掲載について

「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）」の 2. に基づき、職場において、抗原簡易キットを用いた検査を円滑に実施できるよう、一定の条件下で、連携医療機関を持つ事業者はキットを直接入手できるという取扱いをお示ししているところです。

今般、厚生労働省の以下のホームページに一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しましたので、ご参考にしてください。

【職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

2. 検査の促進について（再周知）

出勤後、従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合などは、その従業員に対し、受診・検査の実施をお願いしているところです。

また、検査の結果が陽性であった場合で、確定診断までに時間を要する場合にはその後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」の特定をお願いしているところです。

この「初動対応における接触者」に対しては、速やかに自宅勤務等とするとともに、感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、保健所の取扱い等に基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の手承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施することをお願いしているところです。

改めて、事業者（健康管理部門等）におかれては、このような取扱いに基づく検査の積極的な実施をお願いするとともに、従業員への受検を促すようお願いします。また、本実施手順に基づき職場での検査に携わる事業所内の診療所等の医師におかれても、事業者と連携しながら検査の実施を促すようお願いします。

（参考）「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（抜粋）

1（4）、2（5）及び3（4） 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

- ・所属部局が中心となって、検査結果の判定から確定診断までに時間を要する場合にはその後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっての基準は別紙1のとおりとする。
- ・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。
 - ① 速やかに帰宅させたうえで、自宅勤務を指示する（発症日2日前又は最終接触日の遅い方から2週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、②の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。
 - ② 感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の手承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このPCR検査等は行政検査として取り扱う。（別紙2の事務連

絡参照)

以上

●本事務連絡全般に関する問い合わせ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（検査班 職場の検査担当）

TEL: 03-3595-3536

MAIL: shokuba@mhlw.go.jp

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者： 清水、山根

TEL: 03-6257-1309

MAIL: aki.shimizu.r5a@cas.go.jp

kiyoshi.yamane.h7c@cas.go.jp